

みどりのパートナー育成業務委託事業者募集要領

1 みどりのパートナー活動推進事業

所沢市（以下、「本市」と言う。）では、緑化の推進に関する自発的かつ実践的な活動を行う個人又は団体（以下、「みどりのパートナー」と言う。）に対し活動を支援する目的で事業を行っている。

この事業を活用して市中ではみどりのパートナーが緑化の推進を行っているが、みどりのパートナーを支援するに当たっての課題として、知識及び技術の向上、活動の担い手や後継者の不足及び活動費用の削減が挙げられるところである。

2 業務の目的

本業務はみどりのパートナー等に対して「多年草を中心とした花壇の作成」をテーマに座学及び実地による研修を行い、みどりのパートナーの知識、技術の向上及びその活動費用の削減に寄与することを目的とする。

また、本事業を通じて、参加したみどりのパートナー等が活動について情報発信する技術や活動を円滑かつ継続的・発展的なものとする技術を習得できることも期待するものである。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

みどりのパートナー育成業務委託（以下、「本事業」という。）

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 限度額

2,537,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 担当部署

郵便番号：〒359-8501

住 所：埼玉県所沢市並木一丁目 1 番地の 1
所沢市役所高層棟 5 階 みどり自然課

担 当：所沢市環境クリーン部みどり自然課

電 話：04-2998-9373

F A X：04-2998-9195

メールアドレス：a9373@city.tokorozawa.lg.jp

6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 令和 2 年度以降、本事業に類似する業務委託を履行した実績のある事業者であること。
- (2) 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
 - エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - オ 市区町村税を滞納している者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
 - キ 当市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。

7 スケジュール

内容（方法）	日程
公募及び質問受付開始 （市ホームページに掲載）	令和 7 年 4 月 1 日（火）
質問受付期限 （電子メール）	令和 7 年 4 月 8 日（火）正午 ※電子メール送信後、「5 担当部署」に受信確認の電話をすること。
質問回答 （市ホームページに掲載）	令和 7 年 4 月 11 日（金） ※質問を行った法人名等は掲載しない。
参加表明の受付期限 （持参または郵送）	令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時 15 分
企画提案書の提出期限 （持参または郵送）	令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時 15 分

審 (書面)査	令和7年4月30日(水)から令和7年5月2日(金)まで
結果の公表	令和7年5月7日(水)(予定)に、提案書等提出事業者全員に審査結果を通知するとともに、市ホームページで公表する。
契約の締結	令和7年5月7日(水)(予定)

8 参加申込方法

本プロポーザルの参加申込方法は、次のとおり。

(1) 提出期限

令和7年4月17日(木)午後5時15分必着

(2) 提出方法

「5 担当部署」へ持参または郵送

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(様式1)

イ 会社概要書(様式2)

ウ 誓約書(様式3)

(4) 資格審査

提出書類に基づき、参加資格について事前審査を行う。審査の結果、参加資格を満たさない事業者に対してのみ、速やかに文書にて通知する。

9 質問の受付

本事業の企画提案に関する質問は、質問書(様式4)をWord形式で以下のとおり提出するものとする。

(1) 受付期限

令和7年4月8日(火)正午必着

(2) 提出方法

ア 「5 担当部署」へ電子メールで提出すること。

イ 電子メールの件名は「みどりのパートナー育成業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。

ウ 電子メール送信後、電話により提出先へ受信の確認をすること。

電話受付時間：閉庁日を除く午前8時30分~午後5時15分(最終日は正午まで)

(3) 回答

令和7年4月11日(金)までに、市ホームページ上にて全ての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限を過ぎた質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

10 企画提案書の提出（1 参加者につき 1 提案）

以下の提出書類を作成し、提出期限までに紙文書にて持参又は郵送により提出すること。
また、併せて電子メールでPDFデータを送付すること。なお、作成にあたっては、別紙仕様書の条件を満たし、かつ、より良い事業にするための提案を行うこと。

（1）提出書類

- ア ②から⑤までの書類は、順番に綴り各書類にインデックスラベル（見出し）を貼付すること。
- イ 文字、図表等は白黒・カラーを問わないものとし、フォントサイズは 11 以上とすること。
- ウ 正本 1 部、副本 4 部を作成すること。
- エ 各書類の表紙、目次、あい紙については、枚数にカウントしないものとする。

No.	提出書類	注意事項
①	表紙	指定様式（様式 5） ・ 正本には、代表者印を押印すること。
②	実施体制	自由様式（A4 判 2 枚以内、両面印刷可） ・ 実施体制図及び予定担当者の経歴を記載すること。 ・ 個人情報の管理体制を記載すること。
③	類似業務実績	指定様式（様式 6） ・ 令和 2 年度以降に実施した類似業務実績を記載すること。
④	企画提案	自由形式（A4 判 20 枚以内、両面印刷可） ・ 仕様書に基づき作成すること。
⑤	見積書	自由様式（A4 判 2 枚以内、両面印刷不可） ・ 消費税及び地方消費税を含む価格を記載すること。 ・ 価格の内訳書（自由様式）も併せて添付すること。

（2）提出期限

令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時 15 分必着

受付時間：閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（3）提出先

「5 担当部署」へ持参又は郵送

11 審査

（1）企画提案書審査

ア 期間

令和 7 年 4 月 30 日（水）から令和 7 年 5 月 2 日（金）まで

イ 審査方法

企画提案は、選定委員会において審査する。書面による審査とし、対面によるプレゼンテーション等を行わない。ただし、提出された企画提案書について評価者等から質疑が出された場合、電話又は電子メールによるヒアリングを行う。

審査に当たっては、選定委員会の各委員が「審査基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の優先交渉権者として決定する。なお、応募が1者であった場合も審査・選考を行うものとする。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
業務遂行能力	業務を効果的及び効率的に遂行するための人員配置等がなされているか
	類似実績があり、問題なく実施が見込めるか
本事業に関する 提案内容	植物の生理機能とそれに基づく管理方法及び植栽デザインの方法についての提案がされているか
	多年草の管理に伴う副次的な草花の活用方法に関する内容が提案されているか
	活動の効果的な情報発信手法、活動を円滑かつ継続的・発展的なものとする技術の習得のための提案があるか
	新たな担い手となる市民の育成にも配慮した内容となっているか
	受講者の習得状況を測る方法と、それを受け受講者に助言するための工夫ある提案はされているか
	スケジュールの考え方、各業務の進捗管理が明確に整理されており、適切であるか
	本業務の遂行にあたり適切なリスクヘッジがなされているか
その他、本業務の成果をより効果的なものとする提案や工夫が認められるか	
積算内容の妥当性	見積りが業務内容に見合っており、妥当であるか

※配点は非公開とする。

(3) 審査結果の公表

令和7年5月7日（水）（予定）に、参加したすべての者に文書で通知する。また、市ホームページに掲載する。

(4) 契約

優先交渉権者は、市と契約に向けた協議をする。なお、協議の結果、優先交渉権者と契約に至らなかった場合には、次点のものと契約に向けた協議をする。

12 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

イ 提案者は市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (6) 本プロポーザルの参加意思表示後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式7）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

12 失格要件

「プロポーザル参加表明書（様式 1）」の提出後、以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは審査をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。